

## 市川市ガーデニングボランティアに関する要項

### 1 目的

この要項は、ガーデニングボランティアに関し必要な事項を定めることにより、「ガーデニング・シティ いちかわ」の取り組みを推進するとともに、地域の絆づくり、生きがいづくり及び市民による魅力づくりにつなげることを目的とする。

### 2 定義

この要項において「ガーデニングボランティア」とは、市との協働により花壇又は植栽（以下「花壇等」という。）の維持管理を行うもので、市長の登録を受けたものをいう。

### 3 活動内容

ガーデニングボランティアは、市が指定する花壇等において、市職員の管理のもとで活動するものとし、その活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 花苗の植え込み（年間で3～4回程度）
- (2) 花殻摘み及び除草作業（月2回程度）
- (3) その他花壇等の管理に必要な活動（不定期）

### 4 登録の要件

登録を受けられるものは、前項に規定する活動内容に積極的に参加できるもので、次に掲げる要件を満たすものとする。この場合において、義務教育終了前の児童については、保護者の承諾が得られることを条件とする。

- (1) 市内在住者又は在勤、在学者
- (2) 市内において活動している非営利の市民団体
- (3) 市内に店舗等を有する事業者

### 5 登録方法

登録を希望するものは、登録申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、市長へ申し出るものとする。この場合において、団体又は事業者が申込みをする場合は、参加者名簿（様式第2号）を添付するものとする。

### 6 登録受付

登録の受付は、随時行うものとする。

### 7 登録証の携帯

ガーデニングボランティアは、活動を行うときは、登録証（様式第3号）を携帯するものとする。

### 8 支援内容

市長は、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 作業に必要な資機材の貸与又は提供
- (2) 作業の管理及び指導
- (3) 作業日程及び作業内容の調整及び連絡
- (4) エコポイントの付与
- (5) 傷害保険（ふれあい保険）の適用

## 9 登録内容の変更・終了

ガーデニングボランティアは、登録内容に変更があった場合は登録内容変更届（様式第4号）により、辞退する場合は登録終了申出書（様式第5号）により市長に届け出るものとする。

10 市長は、ガーデニングボランティアから辞退する旨の届出があった場合又はガーデニングボランティアとしてふさわしくない行為があった場合は、登録を終了することができる。

## 11 報酬

活動に関しての報酬は、支給しない。

## 12 その他

この要項に定めるもののほか、ガーデニングボランティアの運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附則

この要項は、平成25年1月17日から施行する。